

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
比布町	比布地区(南地区、中央地区、東地区、北地区)	令和4年3月31日	令和4年3月31日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	2,171.09 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1,967.69 ha
③ 近い将来農地の出し手となる農業者の耕作面積の合計	234.24 ha
※ 地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	133.31 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	98.42 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.44 ha
④ 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	389.50 ha
i 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	389.50 ha
(備考) 面積は本地面積とする。(以下同様)	

注1:③※の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。i の面積も同様に、「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積うち地区内」の合計から「現状」欄の「経営面積うち地区内」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

近い将来農地の出し手となる農業者の耕作面積234.24haよりも、地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積389.50haの方が155.26ha多く、比布地区全体としては、担い手が確保されている結果となっている。

しかしながら、次のとおり比布地区を形成する各地区で状況が異なることから、総体的な出し手と受け手の数値のみの比較に捉われず、農地の集積・集約化に留意する必要がある。

また、水田地帯である本地区にとっては、主要な国の施策である経営所得安定対策(水田活用の直接支払交付金)において、水田の扱いに対する大きな見直しが見直しが予定されており、当該見直しへの対応いかんによって農地の集積・集約化へ多大な影響を及ぼすことから、本プランも含めた中で、別途今後の水田農業への取組方針を検討していくことが必要である。

<地区内集落>

【南地区】

近い将来農地の出し手となる農業者の耕作面積 39.27ha
 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積 76.00ha
 ・担い手は確保されているといえる。他地区からの入作が増加傾向。
 ・基盤整備への意向が大きく高まっており、ほ場条件の改善が課題と考えられる。

【中央地区】

近い将来農地の出し手となる農業者の耕作面積 58.64ha
 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積 90.00ha
 ・担い手は確保されているといえる。
 ・他地区と比べ、地区内所属の農業者による耕作面積が小さい。(入作が多い)

【東地区】

近い将来農地の出し手となる農業者の耕作面積 26.01ha

地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積 147.00ha

- ・担い手は確保されているといえる。
- ・他地区と比べ、地域内の平均年齢が若く、出し手となる農業者数・耕地面積が少ないほか、農業者1戸あたりの耕作面積が大きく（平均約2ha以上大きい）、経営基盤を強化しての規模拡大意向が強いことから、地区内での担い手における農地不足が顕著。

【北地区】

近い将来農地の出し手となる農業者の耕作面積 110.29ha

地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積 60.50ha

（他地区からの入作を含めた引き受け意向のある耕作面積 143.50ha）

- ・地区内において担い手の確保が難しい。入作を含めれば、担い手の確保ができる結果となるが、他地区と比べ、出し手となる農業者の耕地面積が2倍以上あり、現状の担い手への集積率も約20ポイント低い状況。
- ・また、他地区と比べ、平均年齢が高く、農作業委託による畑作物の作付が多いことや、中山間地域という条件不利地が主の地区であり、ほ場条件の改善を要するなど、担い手への農地の集積・集約化には課題がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基本的には農地の集約化の観点からも、比布地区を形成する各地区内所属の中心経営体が、当該地区内農地を担っていくこととする。

ただし、2のとおり、地区においては地区内の担い手が不足する等課題があることから、状況によっては地区内に捉われず、入作を希望する中心経営体の受入を行うこととして、耕作放棄地など利用のない農地が発生しないようにすることを第一に対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。